

守口市居住支援協議会

居住支援事業を まちづくり事業へ

住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの考え方にに基づき、地域ネットワークや民間活力と連携を図り、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、DV被害者、子どもを養育する者などの「住宅確保要配慮者」が安心して住むことのできる住環境づくりを目的とする。

概要

- 名称
守口市居住支援協議会
- 設立
令和6年2月14日
- 規約
守口市居住支援協議会 規約
- 事務局
・ 守口市都市整備部住宅まちづくり課
・ 株式会社ケイアンドエムソリューション
- 構成員
・ 株式会社ケイアンドエムソリューション
・ やなぎ建設株式会社
・ ホームネット株式会社
- 守口市
・ 住宅まちづくり課
・ 地域福祉課
・ 生活福祉課
・ 障がい福祉課
・ 高齢介護課

守口市居住支援協議会事務局

相談窓口の連絡先

 06-6780-4466

まずお電話いただき、相談窓口にお越しください。

受付時間： 13:00 ～ 16:30
(土日・祝日・年末年始を除く)

※電話・FAXは24時間（時間外は転送で対応）
※ご返事等の連絡は、翌営業日（9時から16時）にご連絡します。
※その他、イベント等での不在はホームページにて掲載いたします。

FAX 06-6780-4477



〒570-0038
大阪府守口市河原町10番15号トークティ 2階
※駐車場はありません。

協議会のHPはコチラ

https://note.com/light_yucca5831/



「守口市居住支援協議会」では、住宅確保要配慮者への居住支援の一つとして、守口市内の空き家の利活用を図る取組み等も行います。

居住支援事業の普及・定着や住宅施策の課題解決の為にも、ご協力・参画意向がある事業者の方は、ぜひお問い合わせください！



守口市居住支援協議会

住まいのご相談

居住支援協議会について

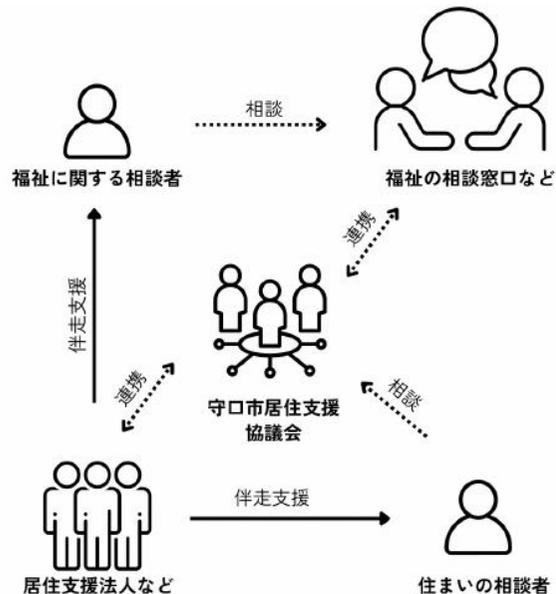
「守口市居住支援協議会」では、住宅確保が困難な方（住宅確保要配慮者（※））への住まい探しの相談を行っています。

また、住まいのご相談だけにとどまらず、入居後の生活支援についても、必要に応じて福祉関係など市内の各種団体と連携したサポートをご提案いたします。

支援関係者がそれぞれの方針で専門性を発揮し必要な支援ができるよう、われわれ守口市居住支援協議会がハブの役割を担うことで、相談者の方が安心して暮らし続けられる社会を目指します。

（※）住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育する者などで住宅の確保に特に配慮を要する方々のことです。



事業内容

住宅確保要配慮者への相談窓口

住宅確保が困難な方（住宅確保要配慮者）の民間賃貸住宅への入居を支援する相談窓口を設置しています。

- ◇民間賃貸住宅への円滑な入居に向けて、入居希望者と家主の方それぞれをサポートします。
- ◇相談員が面談により物件に関するご希望などを伺います。
- ◇住まいのご相談だけにとどまらず、必要に応じて福祉関係者と連携、入居後の生活支援を行います。

住宅セーフティネット制度の普及

研修やセミナーの開催を通じて、新たな住宅セーフティネット制度の周知・普及や住宅の登録促進に取り組んでいます。

「住宅セーフティネット制度」って？

住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的に設立された国の制度で、以下の3つの柱から成り立っています。

- ①住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度（セーフティネット住宅）
- ②セーフティネット住宅の改修に係る経済的な支援
- ③住宅確保要配慮者に対する居住支援サービス（※）

（※）居住支援サービス

入居希望者の状況に応じて、公的福祉サービス以外のサービスを受けることで、入居しやすい環境を整えるもの。

【主な居住支援サービス】

- ①見守り（安否確認）
- ②金銭・財産管理（後見制度）
- ③死後事務委任
- ④家財処理・遺品整理
- ⑤家賃債務保証 など

ご相談から入居までの流れ

①窓口での相談（面談）

専門の相談員が、面談により物件に関する希望などをお伺いします。
（※）ケアマネージャーやソーシャルワーカー等の支援者がいらっしゃる場合は、面談にはできる限り一緒にお越しください。

②居住支援サービスの紹介

困っている内容をふまえ、入居希望者に応じた居住支援サービスを紹介するなど入居に向けた助言を行います。

③物件情報の提供

居住支援法人など市内の不動産協力店と連携して、入居可能物件を入居希望者に提供します。

④内覧、契約説明など

希望物件があれば、物件の内覧や賃貸借契約の説明を受けます。その際、入居に必要な居住支援サービス等の申込みも行います。

⑤賃貸借契約の締結、居住支援サービスの利用決定

必要書類が整えば、賃貸借契約を締結し、入居後に必要な居住支援サービスの利用が決定します。

⑥入居